

日立市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

日立市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例を別紙のと
おり制定するものとする。

令和6年12月5日提出

日立市長 小川春樹

(提案説明)

茨城県の医療福祉対策実施要領及び茨城県医療福祉費等補助金交付要
項の改正に準じて、関係規定を改めるため、本条例を制定するものであ
ります。

日立市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例

日立市医療福祉費支給に関する条例（昭和51年条例第45号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号。以下「特別児童扶養手当法施行令」という。）」を「児童扶養手当法施行令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第259号）による改正前の特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号。以下「旧特別児童扶養手当法施行令」という。）」に、「特別児童扶養手当法施行令」を「旧特別児童扶養手当法施行令」に改め、同条第2項中「特別児童扶養手当法施行令」を「旧特別児童扶養手当法施行令」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和6年8月1日から適用する。

参 考

改 正 要 旨

- 1 医療福祉費支給制度における重度心身障害者の所得制限に係る引用規定を改め、従前の算定基準を適用することとした。